

社会福祉法人 調布市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日までの 2年間

2. 当法人の課題

- ・変則勤務のある職場が多く、変則勤務にあたる職員の負担が増加している。
- ・育休から復帰した時間制約のある女性が、元の業務や役割を果たしにくい部署や職種が多く、時間制約のない職員の負担が増加している。

3. 定量的目標

- ・職員全員の残業時間を、1人当たり月平均15時間以内とする。
- ・女性比率・勤続年数の男女差・労働時間の状況・管理職に占める女性比率ともに法の目指すところの主旨に沿った現状にあるので、今後も50%を下回らないようにする。

4. 取組内容

目標1：育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修等の啓発活動を行う。

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 経営戦略会議での人材確保・定着の検討継続
- 令和4年 4月～ 管理職を対象とした人材確保・定着研修の実施継続
- 令和4年 10月～ 職員への周知・啓発の継続実施
- 令和4年 4月～ 業務量の見直しを行い、臨時職員とのシェアや、事務的業務についての在宅勤務への移行をコロナ禍に限らず検討する。

※ 育児休業を取得しやすくするため、職員配置の时限配置を継続する。

目標2：年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 職員に1日を単位とした年次有給休暇の取得促進の啓発を行う。
あわせて年次有給休暇積立制度による有休休暇の利用促進を図るため制度改善の検討を行う。また、特別休暇であるリフレッシュ休暇取得促進を継続させるため分割取得も可能となるよう実施する。
- 令和4年 10月～ 年次有給休暇の取得状況を継続して把握する
- 令和4年 4月～ 職員に年次有給休暇の取得促進の啓発を引き続き行う

目標3：所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

- 令和4年 4月～ 所定外労働の実態の把握と偏りが無いよう事業所内協力体制の検討継続
- 令和4年12月～ 所定外労働の実態調査に基づき、引き続き原因分析を行う
- 令和4年 4月～ 所定外労働の縮減のための研修を引き続き実施する

女性の活躍の現状に関する情報公表

令和5年3月現在

- ①管理職に占める女性労働者の割合：66.7%
- ②採用した労働者に占める女性労働者の割合：58.3%
- ③男女の平均継続勤務年数の差異：81.3%
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間：5.5 時間
- ⑤男女の賃金の差異
 - 正規雇用の男女の賃金の差異 94.5%
 - 非正規雇用の男女の賃金の差異 107.4%
 - 全労働者の男女の賃金の差異 99.0%